北海道告示第10789号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に 委任する。

令和6年5月8日

北海道知事 鈴木 直道

/曲 エム☆ワテニヒがハフの10)

(農政部所管分その10)									
補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき 関係 書類		交付申請書の提出 部数、提出期限及 び 提 出 先		摘	要
1 農業委員会等活動促進事業 農業生産力の増進及び農業 経営の合理化、農地の担い手 への集積・集約化の促進を図 るため、交付金又は補助金を 交付する。									
(1) 農業委員会交付金事業	市町村	農業委員会が農業委員会交付金事業を行う 場合における当該事業に要する経費のうち次 に掲げるもの (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員 手当 (2) 職員設置費 (3) 農地調査・資料整備費	定額	農政第14号樣式 農政第18号樣式 農政第20号樣式 農政第33号樣式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第33号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出 先 総合振興 局又は振 興局	総合振興局長 又は振興局長		
(2) 農地利用最適化交付金事業	市町村	農地利用の最適化の推進に関する事業に 要する活動経費 (1) 農地利用最適化推進委員等の実績に 応じた交付金 (2) 農業委員会の実績に応じた交付金	定額	農政第14号樣式 農政第18号樣式 農政第20号樣式 農政第33号樣式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第33号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出 先 総合振興 局又は振 興局	総合振興局長 又は振興局長		
(3) 北海道ネットワーク機構負担金事業	北海道農業委員会ネットワーク機構(一般社団法人北海道農業会議)	北海道農業委員会ネットワーク機構が北海 道ネットワーク機構負担金事業を行う場合に おける当該事業に要する経費のうち次に掲げ るもの (1) 会員手当 (常設審議委員会等) (2) 会員手当 (総会) (3) 農地法令業務推進事業 ア 職員の給与費 (俸給等) イ 法定福利費 (厚生年金保険料、特例 業務負担金、労災保険料、雇用保険料 、健康保険料、社会保険料及び子ども ・子育て拠出金 ウ 会員の会議出席旅費	10分の10以内 10分の10以内 定額	農政第14号樣式 農政第18号樣式 農政第20号樣式 農政第32号樣式 農政第33号樣式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第33号様式	提出部数 提出期限 別に指示する日 提出 先 農政部農 業経営調整 課			

(4)	機構集積支援事業	市町村	農業委員会等(農業委員会及び農業委員会法第3条第5項の規定により農業委員会を設置していない市町村をいう。以下同じ。)が機構集積支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち次に掲げるもの(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための次の支援に要する経費ア農地の利用関係調査中期の農地の権利関係調査中期での共享の制度、関連の指列を関係の制度、関連の権利を関係の制度、関連の権利を関係の制度、関連の権利を関係の制度、関連の権利を関係に関するとの他の他のでは、関連の有効利用を図るための次の支援に要する経費を関係して、関連の指針を関係して、関連の有効利用を図るための次の支援に要する経費を関係して、関連の指針を関係して、関連の有効利用を図るための次の支援に要する経費を関係して、関係に対して、関係を関係を関係を表す。	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第33号様式	農政第29号様式農政第31号様式農政第33号様式	提出部数 提出期限 提出 先	別に指示する日	総合振興局長又は振興局長	
		北海道農業委員会 ネットワーク機構 (一般社団法人 北海道農業会議)	北海道農業委員会ネットワーク機構が機構 集積支援事業を行う場合における当該事業に 要する経費のうち次に掲げるもの (1) 農業委員会等に対する支援 (2) 農地に関する情報提供等に係る活動 (3) ネットワーク業務を処理するための会議 (4) その他(特認事業)	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第33号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第33号様式	提出部数提出期限 提出 先	別に指示する日		